

市内米軍施設の現況等について

1 平成28年 2月12日以降の主な経過

平成28年

2月12日

基地対策特別委員会

- 議題
- 1 市内米軍施設に係る主な経過について
 - 2 政府に対する要望活動について

2月17日

神奈川県警主催による米航空機事故対応のための日米合同訓練を実施

【訓練概要】

- 1 日時
2月17日（水）13:30～15:00
- 2 場所
西区みなとみらい2-1地区（耐震バース）
- 3 訓練想定
米軍ヘリコプターが臨海部の公園に不時着後、爆発炎上し、多数の負傷者が発生したことを想定して実施
- 4 参加機関
神奈川県警、在日米海軍、南関東防衛局、海上保安庁、医療機関、神奈川県、横浜市、大和市、綾瀬市

3月24日

基地対策特別委員会

- 議題
- 1 政府に対する要望活動について

3月28日

都市計画道路環状4号線（上瀬谷地区）開通

4月11日 横浜市会（基地対策特別委員会）による政府要望

「横浜市内米軍施設に関する要望書」

- I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望
 - 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進
 - (1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還
 - (2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進
 - 2 米軍施設周辺的生活環境の維持向上
 - (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
 - (2) 災害等に対する協力と情報提供の徹底
 - (3) 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底
 - 3 民間土地所有者への配慮
 - 4 跡地の適正管理と実態把握
 - 5 返還国有財産の優遇処分
 - 6 跡地利用に対する支援
 - 7 適時・適切な情報提供
- II 米軍による環境問題等に関する要望
 - 1 米軍に対する環境関係法令の適用
 - 2 米軍人等に対する教育等の徹底

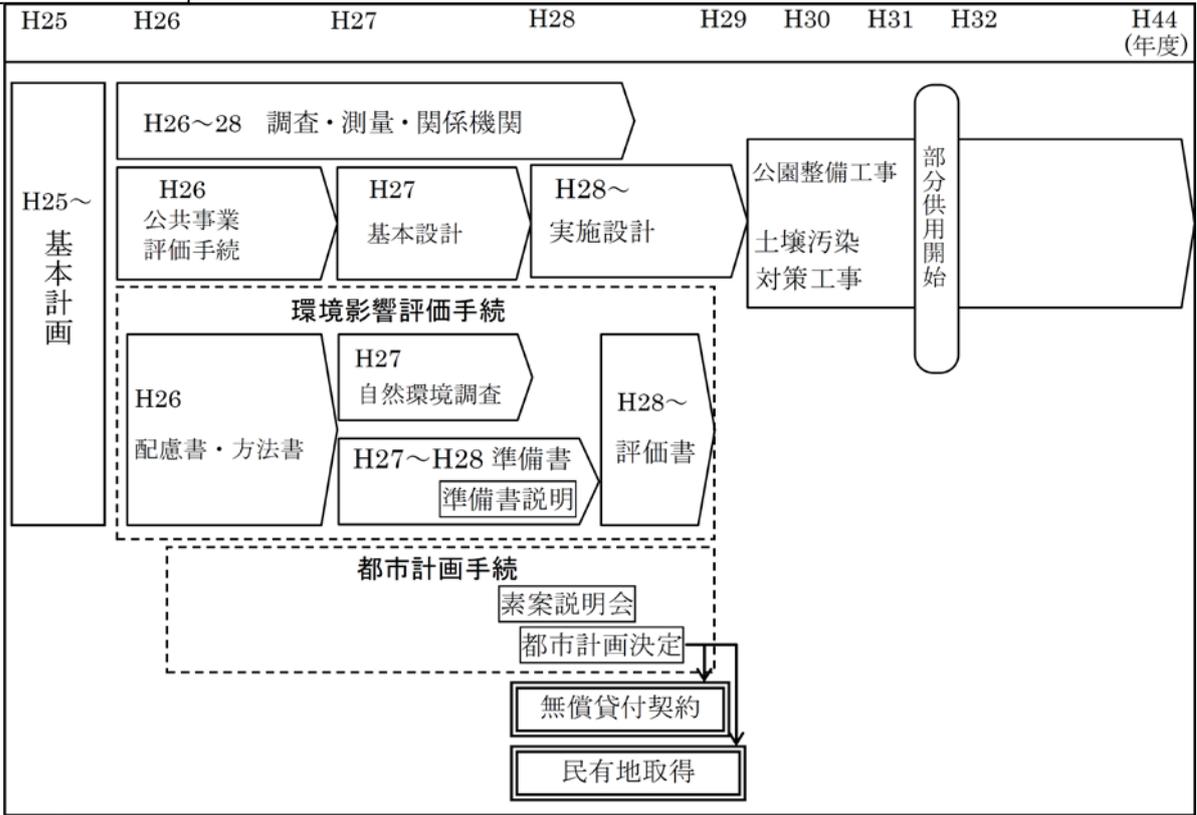
○対応者

外務省：黄川田 仁志 外務大臣政務官
防衛省：熊田 裕通 防衛大臣政務官

4月11日 旧上瀬谷通信施設の跡地利用ゾーン案を上瀬谷及び上川井農業専用地区協議
及び13日 会へ説明

4月14日 南関東防衛局から旧深谷通信所における土壌汚染調査（概況調査）の調査結果報告書を受理

公園整備の流れ



旧富岡倉庫地区（返還年月日：平成 21 年 5 月 25 日）

所在地	金沢区富岡東二丁目、鳥浜町
面積	土地： 28,988 m ² （国有 100%） 野積場（24,156 m ² ） 物揚場（4,832 m ² ）
跡地利用指針 平成 18 年 6 月策定 〈抜粋〉	<p>跡地利用のテーマ</p> <p>『海と丘をむすぶ産業創造空間』</p> <p>①産業振興に寄与する拠点</p> <p>②地域の魅力向上</p>
跡地利用行動計画 平成 19 年 3 月策定 平成 23 年 3 月改定 〈抜粋〉	<p>課題</p> <p>低迷する経済情勢下での土地活用</p>
	<p>当面の目標</p> <p>市有地と一体的に衛生研究所など跡地利用事業を進めます。</p>
	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有地活用方法など跡地利用基本計画を策定し、国との調整を進めます。 ・ 物揚場での港湾利用を推進します。なお、横浜市中心卸売市場再編・機能強化に係る南部市場の今後の動向を見据えながら検討を進めます。 ・ 野積場での導入機能やプロムナード整備等の土地処分条件を国と調整します。 ・ 地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化検討を進めます。
最近の主な経過	<p>(1) 物揚場の跡地利用検討</p> <p>港湾局において、周辺の土地利用を踏まえながら具体的な利用方法を検討しています。</p> <p>(2) 野積場の跡地利用検討</p> <p>平成 26 年 12 月に、野積場の一部及び北側に隣接する国道沿いの市有地を活用して、衛生研究所が開所しました。</p>
現在の取組状況 及び 今後の方向性	<p>現在の跡地利用基本計画をもとに検討を進めていきますが、改めて国有地の払い下げ条件や、周辺の土地利用の状況なども踏まえ、様々な観点から新たな方策も含めて検討していきます。</p>



旧深谷通信所（返還年月日：平成26年6月30日）

所在地	泉区和泉町、中田町
面積	土地：773,747 m ² （国有 100%）
跡地利用指針 平成18年6月策定 〈抜粋〉	<p>跡地利用のテーマ</p> <p>『自然・スポーツ・文化の円形緑陰空間』</p> <p>①特色あるデザインを持つ大規模な公園・緑地</p> <p>②交通利便性の向上に資する基盤整備</p> <p>③防災拠点機能の形成</p>
跡地利用行動計画 平成19年3月策定 平成23年3月改定 〈抜粋〉	<p>課題</p> <p>米軍の非常駐化による安全対策</p> <hr/> <p>当面の目標</p> <p>跡地利用基本計画を地域の意見・要望等を踏まえながら策定します。</p> <hr/> <p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米軍が常駐していないため早急な返還を引き続き要請します。 ・応募された提案を参考に、地域の意見・要望等を踏まえ、具体化検討を進めます。 ・国有地の活用等の跡地利用への協力を国に要請します。 ・返還課題（国有地での市民利用停止等）への適切な対応と協力を国に要請します。
最近の主な経過	<p>(1) 泉区及び戸塚区深谷通信所返還対策協議会との取組</p> <p>平成26年9月に公表した「深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」をもとに、両区対策協議会と話し合いを進めています。</p> <p>(2) 暫定利用の取組</p> <p>国から立入承認を得て、通路、広場、野球場等として暫定利用しています。</p> <p>野球については、利用チームを募集した上で、本市と利用者として組織する連絡会でスケジュール等を調整し、運用しています。28年度は、新規1チームを加えた16チームが利用しています。</p> <p>また、地域住民の利便性向上のため、通路を新たに1路線開設しました。</p> <p>(3) 防衛省による土壌汚染調査の状況</p> <p>資料等調査結果をもとに、現地調査の範囲を選定し、概況調査を実施した結果、基準不適合及び汚染の可能性のある区画が確認されました。</p> <p>参考資料1 「旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果について（記者発表資料）」</p>

<p>現在の取組状況 及び 今後の方向性</p>	<p>跡地利用については、両区対策協議会との話し合い及び市内跡地利用プロジェクトでの検討を進め、早期の跡地利用基本計画策定を目指します。</p> <p>暫定利用については、現在の通路、広場及び野球場等としての利用に加えて、新たに広場を1か所開設します。また、利便性や安全性向上のため、通路の舗装や防犯灯等の整備を進めます。</p> <p>防衛省は、引き続き、草刈等管理を行うとともに、概況調査によりさらに調査が必要とされた区画について、汚染範囲の特定及び汚染の有無の判定のための詳細調査を行います。</p>
----------------------------------	---



	<p>(3) 旧上瀬谷通信施設内の環状4号線整備 28年3月28日に開通しました。 引き続き植栽工事等の残工事を進めます。</p> <p>(4) 基幹的広域防災拠点の検討 24年度以降、毎年、九都縣市首脳会議や本市の政府要望において、首都圏内陸部における基幹的広域防災拠点について旧上瀬谷通信施設を候補地とするよう要望を重ねています。</p>
<p>現在の取組状況 及び 今後の方向性</p>	<p>地権者の皆様へ提示したゾーン案について、ご意見やご質問にお答えするため、今後個別面談や、意向調査を行います。その後、農業振興策や土地活用の具体的な検討を進め、併せて土地の交換や整序についても検討していきます。</p> <p>また、跡地利用の推進方策として、国有地を中心に「国際園芸博覧会」の検討を進めます。</p>



<p>最近の主な経過</p>	<p>(1) 民間土地所有者等との取組</p> <p>ア 民間土地所有者による「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会（以下「ねぎまち協議会」という。）」が平成24年3月に設立されました。</p> <p>イ ねぎまち協議会としての「まちづくり基本計画」の策定を支援するため、概ね月1回、懇談会（勉強会等）を開催し、話し合いを進めました。</p> <p>(2) 米軍施設に囲まれた土地（非提供地）に居住する方々の生活環境改善</p> <p>非提供地に居住する方々の生活環境の確保について、国に対して文書要請するとともに、国や米軍との話し合いの中で、必要な措置を講ずるよう繰り返し申入れを行っています。</p> <p>本市としては水道の水質確保など生活環境の維持向上について対応を行っています。</p>
<p>現在の取組状況及び今後の方向性</p>	<p>ねぎまち協議会の皆様による「まちづくり基本計画（まちづくりプラン）」の策定と、地権者の合意形成の促進を支援します。</p> <p>また、非提供地に居住する方々の声を十分に聴き、本市としてできることについて適切な対応を行うとともに、国に対して必要な措置を講ずるよう、引き続き、求めていきます。</p>





旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果について

～南関東防衛局から調査報告書を受理しました～

昨日 4 月 14 日、国（南関東防衛局）から、昨年度実施した旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果について、報告書を受理しましたのでお知らせします。

今回の結果では、土地の一部において、表層土壌及び配管下土壌から「鉛」、「ふっ素」、「ほう素」及び「ダイオキシン類」が土壌汚染対策法等の基準を超過して検出され、また、土壌ガス調査では、「ベンゼン」が検出されました。これらの汚染範囲の特定及び汚染の有無の判定は、今後実施される詳細調査の中で行われます。

1 概況調査について

国は、平成 26 年 6 月の返還以降、土壌調査の第 1 段階の調査である資料等調査に着手し、平成 27 年 7 月、本市に対して調査結果の報告が行われています。

今回の概況調査は、第 2 段階の調査に相当し、資料等調査において「汚染のおそれが否定できない」と判定された区域において、土壌や土壌ガスの採取・分析により、汚染状況を把握したものです。

2 概況調査の結果

調査内容	表層土壌調査	配管下土壌調査	土壌ガス調査
基準不適合・物質検出場所	困障区域内	通路及び野球場の一部	野球場の一部
基準不適合	鉛（土壌含有量） 15 区画 ダイオキシン類 1 区画	鉛（土壌溶出量） 6 区画 鉛（土壌含有量） 36 区画 ふっ素（土壌溶出量） 34 区画 ほう素（土壌溶出量） 5 区画	—
物質検出	—	—	ベンゼン 2 区画
措置状況	上記区画は、 <u>困障区域内にあるため、一般の方の立入りが制限されています。</u>	上記区画は、既に撤去された配管の下に位置します。同区画には <u>十分な土被り（50cm 以上）があるため、現地での措置は講じていません。</u>	今後詳細調査を実施するため、調査区域を明確にし、保全する目的で、国がトラロープ柵等を設置し、 <u>立入り制限措置を講じています。</u>

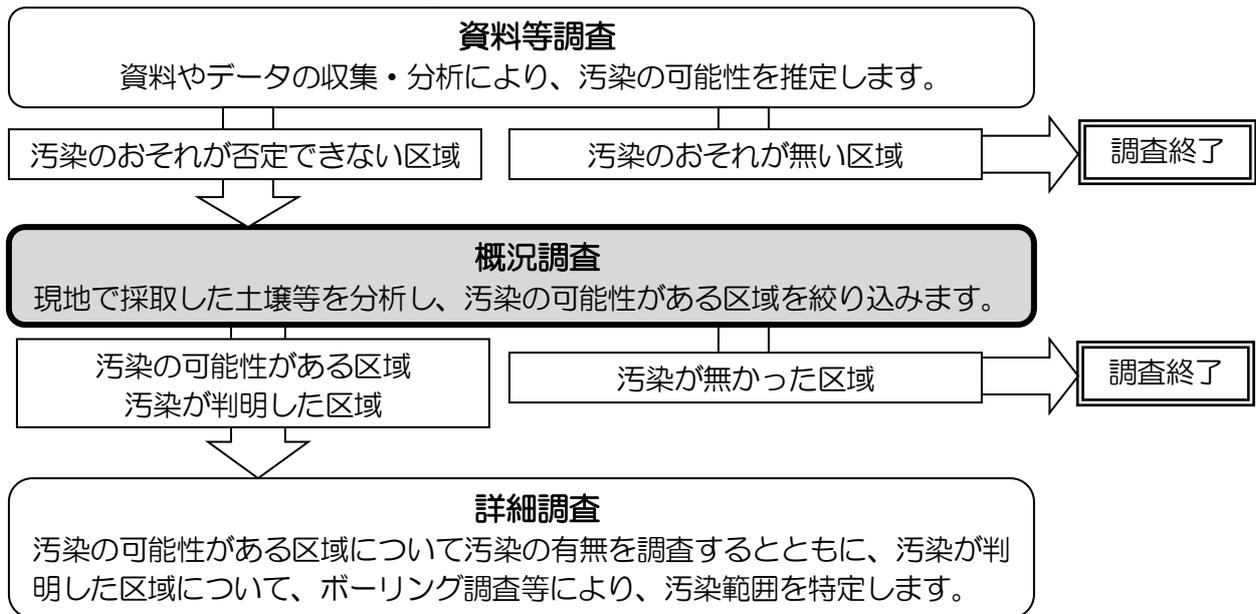
※ 調査内容や調査結果については、添付の「旧深谷通信所に係る土壌汚染概況調査の結果（南関東防衛局作成）」をご参照ください。

報告書は、4 月 15 日から南関東防衛局のホームページ（URL <http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>）に掲載されます。また、基地対策課の窓口にて閲覧できます。

本調査に関する南関東防衛局の窓口は、南関東防衛局管理部施設管理課（045-211-7105）です。

裏面あり

(参考1) 土壌調査の流れ (旧深谷通信所)



(参考2) 土壌調査 (南関東防衛局実施) の経過

平成 27.1.14~27.3.27 資料等調査 (平成 27.7 に本市に報告)
 平成 27.10.22~28.3.31 概況調査 (平成 28.4.14 に本市に報告)

(参考3) 旧深谷通信所の概要

本市では、平成 19 年 9 月に公表した「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」に基づき、「緑でつながる魅力的な円形空間」をテーマとし、現在、地域の意見・要望等を踏まえながら跡地利用基本計画の策定を進めています。

また、返還後国から承認を得て、施設内の一部を、市民生活上に必要な通路や周辺の皆様が利用している広場のほか、野球場等で暫定利用しています。

接收年月日 昭和 20 年 9 月 2 日
 返還年月日 平成 26 年 6 月 30 日
 所在地 泉区和泉町、中田町
 面積 77.37ha (国有地 100%)
 経過 昭和 20. 9. 2 旧日本海軍通信施設を米海軍が接收
 平成 16.10.18 日米合同委員会において、返還方針合意
 平成 26. 6.30 全域返還

<旧深谷通信所位置図>



お問合せ先

政策局基地対策担当課長 石丸 潔 Tel 045-671-3790

旧深谷通信所に係る土壤汚染概況調査の結果

1 土壤汚染概況調査について

(1) 調査業務の概要

調査場所：旧深谷通信所

履行期間：平成27年10月22日から平成28年3月31日まで

目的：対象地内において土壤汚染概況調査を行い、土壤汚染状況を把握することを目的とする。

(2) 調査内容

ア 表層土壤調査

表層土壤（地表から深度0.5m）を採取し、土壤溶出量試験と土壤含有量試験を実施した。

イ 土壤ガス調査

ボーリングバーを用いて深度約1mを削孔し30分間放置、その孔より土壤ガスを採取し、分析を行った。

ウ 配管下土壤調査

現在、排水管本体は撤去されているが、土壤汚染のおそれがあると判断された排水管下の土壤汚染を特定するために土壤（配管下から50cm）を採取し、土壤溶出量試験と土壤含有量試験を実施した。

[参考]

- ・土壤溶出量試験：土壤から地下水等に溶出する有害物質の量をはかる試験
- ・土壤含有量試験：土壤に含まれる有害物質そのものの量をはかる試験
- ・土壤ガス調査：土壤に含まれる揮発性の有害物質の濃度を測定する調査

2 土壤汚染概況調査の結果

(1) 調査対象物質と表層土壤調査結果

表層土壤調査は、第二種特定有害物質（9項目）と第三種特定有害物質（1項目）、ダイオキシン類を調査対象物質として行いました。

調査の結果、対象地の土壤で鉛及びその化合物について、区域内に設定された全体で1342区画（各区画10m×10mメッシュ）のうち、15区画において（※1）「含有量基準不適合」と評価されました。

また、ダイオキシン類については、1区画（各区画10m×10mメッシュ）において（※2）「含有量基準不適合」と評価されました。

※1 土壤汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法の定める「土壤の汚染に係る環境基準」

調査結果概要表

調査対象物質		土壤調査結果	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	基準適合	-
	六価クロム化合物	基準適合	-
	シアン化合物	基準適合	-
	水銀及びその化合物	基準適合	-
	セレン及びその化合物	基準適合	-
	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：含有量 基準値：150mg/kg 分析値：170～1500mg/kg 不適合区画数（10m区画）：15区画
	砒素及びその化合物	基準適合	-
	ふっ素及びその化合物	基準適合	-
	ほう素及びその化合物	基準適合	-

第三種 特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	基準適合	-
ダイオキシン類		基準不適合	基準値：1000pg-TEQ/g 分析値：2300pg-TEQ/g 不適合区画数 (10m 区画)：1 区画

・基準不適合が確認された範囲

対象地において、表層土壌の鉛含有量の分析値が基準に不適合であった範囲は、巻末に示す赤枠で囲った15区画の10m区画で、ダイオキシン類の分析値が基準に不適合であった範囲は巻末に示す青枠で囲った1区画の10m区画です。

(2) 調査対象物質と土壌ガス調査結果

土壌ガス調査は、第一種特定有害物質 (11 項目) を調査対象物質として行いました。

調査の結果、対象地の土壌でベンゼンについて、区域内に設定された全体で392区画 (各区画10m×10mメッシュ) のうち、2区画から「検出」しました。

調査結果概要表

調査対象物質		調査結果	
第一種 特定有害物質	四塩化炭素	不検出	-
	1,2-ジクロロエタン	不検出	-
	1,1-ジクロロエチレン	不検出	-
	シス1,2-ジクロロエチレン	不検出	-
	1,3-ジクロロプロペン	不検出	-
	ジクロロメタン	不検出	-
	テトラクロロエチレン	不検出	-
	1,1,1-トリクロロエタン	不検出	-
	トリクロロエチレン	不検出	-
	ベンゼン	検出	基準：検出されない事 分析値：0.1、0.7 volppm：2 区画

・土壌ガスが確認された範囲

対象地において、ベンゼンが検出された範囲は、巻末に示す紫枠で囲った2区画の10m区画です。

(3) 調査対象物質と配管下土壌調査

配管下土壌調査は、第二種特定有害物質（9項目）と第三種特定有害物質（1項目）を調査対象物質として行いました。

調査の結果、対象地の土壌で、区域内に設定された全体で111区画（各区画10m×10mメッシュ）のうち、(※1) 43区画において、

①鉛及びその化合物について(※2)「溶出量基準不適合」、「含有量基準不適合」

②ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物について(※2)「溶出量基準不適合」

と評価されました。

※1 鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物が重複している区画は1区画とする。

※2 土壌汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」。

調査結果概要表

調査対象物質		土壌調査結果	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	基準適合	-
	六価クロム化合物	基準適合	-
	シアン化合物	基準適合	-
	水銀及びその化合物	基準適合	-
	セレン及びその化合物	基準適合	-
	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量・含有量 基準値：0.01mg/L・150mg/kg 分析値：0.011～0.043 mg/L・160～2900mg/kg 不適合区画数（10m区画）：6区画・36区画
	砒素及びその化合物	基準適合	-
第二種 特定有害物質	ふっ素及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量 基準値：0.8mg/L 分析値：0.82～3.7mg/L 不適合区画数（10m区画）：34区画
	ほう素及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量 基準値：1.0mg/L 分析値：1.1～4.1mg/L 不適合区画数（10m区画）：5区画
第三種 特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	基準適合	-

・基準不適合が確認された範囲

対象地において、分析値が基準に不適合であった範囲は、巻末に示す緑枠で囲った43区画の10m区画です。

(4) 措置状況

表層土壌調査により汚染が確認された16区画につきましては、いずれも柵に囲まれ出入り口も施錠された区域内の第三者の立入ができない場所であり、配管下土壌調査により汚染が確認された43区画につきましては、汚染されていない土壌に覆土されております。しかしながら、土壌ガス調査により汚染のおそれが確認された2区画につきましては、一般人の立ち入りが可能な場所に所在することから、汚染のおそれが確認された範囲をトラロープで囲い、シートで覆う措置を講じるとともに、関係者に立ち入らないよう注意喚起を行ったところです。これらの状況及び措置により、第三者への健康被害の可能性は低いと報告を受けております。

3 詳細調査の計画

今回の調査結果を踏まえ、平成28年度に詳細調査（基準不適合深度確認のためのボーリング調査）を実施する予定です。

旧上瀬谷通信施設の跡地利用検討に関する説明会の開催概要

○開催概要

	上瀬谷農業専用地区協議会	上川井農業専用地区協議会
日 時	平成 28 年 4 月 11 日 (月) 15 時 30 分～17 時 10 分	平成 28 年 4 月 13 日 (水) 14 時 00 分～15 時 30 分
場 所	J A 横浜瀬谷支店	上川井町内会館
出席者	49 名	38 名

○資料

「旧上瀬谷通信施設の跡地利用について」 別紙

○主な質問・意見

- ・ 農業振興ゾーンや土地活用ゾーンの場所や規模について。
- ・ 農業基盤の暫定整備について。
- ・ 国際園芸博覧会と跡地利用計画との関係について。
- ・ 土地活用ゾーンの具体的な機能・施設について。
- ・ 土地交換にあたっての、市の役割や関与等について。

旧上瀬谷通信施設の跡地利用について

1. 経緯

平成18年6月	米軍施設返還跡地利用指針
平成26年10月	瀬谷区民に対する上瀬谷通信施設跡地利用についてアンケート実施
平成27年2月	上瀬谷農業専用地区協議会にて第1回検討会開催
平成27年6月	上瀬谷通信施設返還
平成27年7月	国有地での耕作(うどを含む)や野球場の暫定利用開始
平成27年8月	上瀬谷、上川井の両農業専用地区協議会に対し、「跡地利用基本計画策定の流れ(たたき台)」を説明し、所有地の利用意向について、意向調査を実施
平成27年9月	上川井農業専用地区協議会にて第1回検討会開催

2. 旧上瀬谷通信施設の現状と課題

(1)旧上瀬谷通信施設の位置



- ・相模鉄道本線『瀬谷駅』の北約2km
- ・東名高速道路横浜町田インターチェンジや旧国道16号、保土ヶ谷バイパスに近接

(2)旧上瀬谷通信施設の航空写真



(3)旧上瀬谷通信施設の土地所有状況



上瀬谷通信施設
242.2ha

国有地 109.5ha (45.2%)
市有地 22.7ha (9.4%)
民有地 110.0ha (45.4%)
(所有者 約250名)

旧上瀬谷通信施設は国有地、民有地、市有地から成る242haの広大な敷地を有しています。

凡 例	
	国有地
	市有地
	民有地

(4)旧上瀬谷通信施設の課題

- ①これまで米軍施設として提供されていたため、道路などの都市基盤や農業基盤が十分に整備できていません。
- ②国有地、民有地、市有地が混在しているため一体的、効率的な土地利用が困難です。
- ③近隣にある東名高速道路や旧国道16号、保土ヶ谷バイパスといった、当地区のもつ優位性を活かしていません。

(5)課題解決の方向性

- ①国有地と民有地を一体的に利用するため、総合的な計画を策定します。
- ②農業生産基盤などを整備し、農業振興を図ります。
- ③東名高速道路や旧国道16号、保土ヶ谷バイパスなど地区周辺の交通利便施設を活用するとともに、道路などの都市基盤施設を整備し、土地活用を図ります。

3. 跡地利用ゾーンの考え方(たたき台)

(※ このゾーン(案)は、現時点の横浜市の考え方をまとめたものであり、決定したものではありません)

(1) 跡地利用の方向性について

旧上瀬谷通信施設の跡地利用は、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指します。

跡地利用指針による方向性

- 広域の防災活動拠点・広域機能の立地
- 「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間
- 持続的で魅力ある都市型農業の振興
- 交通利便性の向上に資する基盤整備

新たな視点による方向性

- 本市を含む広域的な課題を解決するとともに、多様な市民ニーズに対応できる市街地の形成

(2) 跡地利用実現のために必要な機能・施設について

跡地利用の方向性に基づき、跡地利用実現のために必要な機能・施設を次のとおりまとめました。今後は、これらの機能・施設について、実現性を検討していきます。

農業振興ゾーン

都市型農業推進のため、
農業基盤整備等を積極的に進める地域

農業基盤整備の具体的な施設

農道 かんがい排水施設
施設園芸 市民農園 観光農園

農業振興の方向性・方策

農業所得向上 生産効率化
先進技術導入 法人化・企業参入

土地活用ゾーン

- 整備する方向で検討する機能・施設として、
⇒ 防災、公園、道路
を検討します。
- 整備の必要性も含めて検討する機能・施設として、
⇒ 物流、教育・研究、交通、その他施設について
検討します。

* 農業調整ゾーン

現況でまとまりある農地は、農業振興についても検討します。

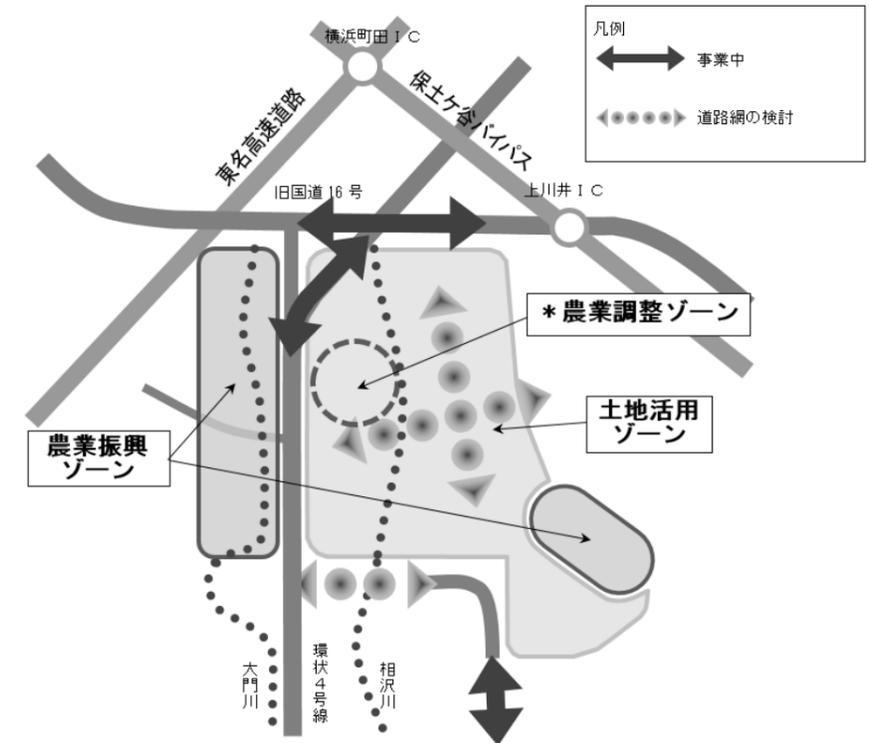
(3) 跡地利用ゾーン(案)について

土地利用検討のたたき台となる跡地利用ゾーン(案)を、次のとおり作成しました。今後は、農業振興ゾーンは農業、土地活用(都市的土地利用)ゾーンは防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していくことを基本に、実現性やゾーンの妥当性を検討していきます。

■ゾーン(案)の考え方

ゾーンの設定は次の3つのステップで考えます。

- ① 農業振興ゾーンは民有地の農地を基本に考えます
- ② 土地活用ゾーンは国有地を基本に考えます
- ③ 国有地と民有地の混在を解消し、効率的・効果的な土地利用ができるまとまりあるゾーンの形成を目指します



(4) 今後の進め方

平成28年度

- ① 跡地利用ゾーン(案)をたたき台に、検討会で話し合いを進めます。
- ② 今後、皆様のところへ伺って直にお話をお聞きします。この『個別面談』を6月頃より行う予定です。
- ③ 夏ごろ第2回目の意向調査を行う予定です。
- ④ 下半期に、「まちづくりの検討組織」を設置する予定です。農業振興部会や土地活用部会などを設け、具体的な検討を進めます。
- ⑤ 28年度末には『跡地利用ゾーン』として、農業振興ゾーンと土地活用ゾーンの区域を確定します。ゾーンの中の機能・施設の内容を提案する予定です。
- ⑥ 農業生産基盤の暫定整備を検討します。
- ⑦ 跡地利用の推進方策として、国有地を中心に「国際園芸博覧会」の検討を進めます。

平成29年度以降

- ① 農業振興ゾーン、土地活用ゾーンの区域の確定後、検討を進め、計画を具体化します。
- ② 皆様の土地の交換や集約を行うための調整を進めます。
- ③ 適切な事業手法を選定し、農業振興ゾーン、土地活用ゾーンの中の機能・施設と配置を確定します。